

議案第94号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係手数料の部の表第41号の項中「又は第3項」を「から第5項まで」に改め、同項第1号ア(ア)中「が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。以下この項及び第43号の項において同じ。）」を「の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。）又はこれらの写し」に改め、同号ア(ア) a 中「18,000円」を「17,000円」に改め、同号ア(ア) b の表中

35,000円	を	28,000円	に改め、同号ア(イ)を削り、同
57,000円		43,000円	
100,000円		67,000円	
177,000円		106,000円	
306,000円		161,000円	
563,000円		269,000円	
790,000円		338,000円	

号ア(ウ)中「及び(イ)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ(ア)中「が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類」を「の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等で

ある旨が記載された確認書又はその写し」に改め、同号イ(ア) a 中「26,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(ア) b の表中

49,000 円	を	39,000 円	に改め、別表建築関係手数料の
80,000 円		61,000 円	
141,000 円		98,000 円	
247,000 円		156,000 円	
428,000 円		238,000 円	
787,000 円		401,000 円	
1,104,000 円		504,000 円	

部の表第42号の項及び第43号の項を次のように改める。

<p>(42) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する変更の認定に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p>
---	---

- (ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合 申請1件につき前項第1号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (イ) (ア)以外の場合 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
- (2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額
- ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 申出1件につき床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項第2号アに規定する金額
- イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 申出1件につき前項第2号イに規定する金額
- ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあ

	つては前項第2号ウに規定する金額	
(43) 長期優良住宅 普及促進法第18 条第1項の規定に よる許可	認定長期優良住宅の容積率の 特例許可申請手数料	申請1件につき 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表建築関係手数料の部の表第41号及び第42号の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い建築関係手数料を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）			別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）		
手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査	<p>長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料</p> <p>（1）長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>（ア）当該長期優良住宅建築等計画が<u>長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、以下この項及び第43号の項において同じ。）の添付があった場合</u></p>		(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による申請に対する審査	<p>長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料</p> <p>（1）長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>（ア）当該長期優良住宅建築等計画の<u>申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同</u></p>	

a 一戸建て住宅 申請1件につき18,000円

b 共同住宅等

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以下	<u>35,000円</u>
5戸を超え10戸以下	<u>57,000円</u>
10戸を超え30戸以下	<u>100,000円</u>
30戸を超え50戸以下	<u>177,000円</u>
50戸を超え100戸以下	<u>306,000円</u>
100戸を超え200戸以下	<u>563,000円</u>
200戸を超えるもの	<u>790,000円</u>

(イ) 当該長期優良住宅建築等計画が品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（第43号の項において同じ。）の添付があった場合

a 一戸建て住宅 申請1件につき19,000円

b 共同住宅等

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以下	<u>57,000円</u>
5戸を超え10戸以下	<u>92,000円</u>
10戸を超え30戸以下	<u>174,000円</u>
30戸を超え50戸以下	<u>302,000円</u>
50戸を超え100戸以下	<u>477,000円</u>
100戸を超え200戸以下	<u>874,000円</u>

じ。)又はこれらの写しの添付があった場合

a 一戸建て住宅 申請1件につき17,000円

b 共同住宅等

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以下	<u>28,000円</u>
5戸を超え10戸以下	<u>43,000円</u>
10戸を超え30戸以下	<u>67,000円</u>
30戸を超え50戸以下	<u>106,000円</u>
50戸を超え100戸以下	<u>161,000円</u>
100戸を超え200戸以下	<u>269,000円</u>
200戸を超えるもの	<u>338,000円</u>

200戸を超えるもの	1,204,000円
------------	------------

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合

a・b (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合

a 一戸建て住宅 申請1件につき26,000円

b 共同住宅等

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以下	49,000円
5戸を超え10戸以下	80,000円
10戸を超え30戸以下	141,000円
30戸を超え50戸以下	247,000円
50戸を超え100戸以下	428,000円
100戸を超え200戸以下	787,000円
200戸を超えるもの	1,104,000円

(イ) (略)

(2) (略)

(イ) (ア)以外の場合

a・b (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの添付があった場合

a 一戸建て住宅 申請1件につき24,000円

b 共同住宅等

建築物全体の戸数	申請1件につき
5戸以下	39,000円
5戸を超え10戸以下	61,000円
10戸を超え30戸以下	98,000円
30戸を超え50戸以下	156,000円
50戸を超え100戸以下	238,000円
100戸を超え200戸以下	401,000円
200戸を超えるもの	504,000円

(イ) (略)

(2) (略)

(42) 長期優良住宅普及促進法第5条第2項の規定によ

長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料

申請1件につき前項に規定する金額を当該申請の認定

(42) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する

長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じた金額

る申請に対する審査

申請対象住戸数で  
除して得た額（そ  
の額に10円未満の  
端数があるとき  
は、これを切り捨  
てる。）

変更の認定に対す  
る審査

ア 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住  
宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載され  
た確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添  
付があった場合 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規  
定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) (ア)以外の場合 申請1件につき前項第1号ア(イ)  
に規定する金額の2分の1に相当する金額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住  
宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載され  
た確認書又はその写しの添付があった場合 申請1件に  
つき前項第1号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当  
する金額

(イ) (ア)以外の場合 申請1件につき前項第1号イ(イ)  
に規定する金額の2分の1に相当する金額

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出  
次に掲げる審査の区分に応じた金額

ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合す  
るかどうかの審査 申出1件につき床面積（建築物の計  
画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部  
分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつて  
は当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項第2



				号アに規定する金額
				イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 申出1件につき前項第2号イに規定する金額
				ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項第2号ウに規定する金額
(43) 長期優良住宅 普及促進法第8条 第1項に規定する 変更の認定に対す る審査	長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料  (1) 長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定 による申請により認定を受けた者 次に掲げる区分に応じた 金額 ア 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審 査 次に掲げる区分に応じた金額  (ア) 新築の場合 次に掲げる区分に応じた金額 a 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅 普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合す る旨を証する書類の添付があつた場合 申請1件につ き第41号の項第1号ア(ア)に規定する金額の2分の1 に相当する金額 b 当該長期優良住宅建築等計画の変更が住宅性能評価 書の添付があつた場合 申請1件につき第41号の項第 1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額	(43) 長期優良住宅 普及促進法第18条 第1項の規定によ る許可	認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手 数料	申請1件につき  160,000円

c a及びb以外の場合 申請1件につき第41号の項第1号ア(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) (ア)以外の場合 次に掲げる区分に応じた金額

a 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合 申請1件につき第41号の項第1号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

b a以外の場合 申請1件につき第41号の項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額

(ア) 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 申出1件につき床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、第41号の項第2号アに規定する金額

(イ) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 申出1件につき第41号の項第2号イに規定する金額

(ウ) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備

	<p><u>にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあつては第41号の項第2号ウに規定する金額</u></p> <p><u>(2) 長期優良住宅普及促進法第5条第2項の規定による申請により認定を受けた者 申請1件につき前号に規定する金額を当該変更の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p>			
(44)～(52)	(略)	(44)～(52)	(略)	
(表略)		(表略)		